三　26の2.3 (h)(iii)の次に(iv)として次のように加える。

(iv) (hの2)の規定に従うことを条件として、出願人から受領した(a)の規定に基づく請求に関する全ての書類（請求自体の写し、(b)(ii)に規定する理由の陳述及び(f)に規定する申立てその他の証拠を含む。）を国際事務局に送付すること。

四　26の2.3 (h)の次に(hの2)として次のように加える。

(hの2) 受理官庁は、次のことを認めるときは、出願人による理由を示した請求により、又は受理官庁の決定に基づき、(a)の規定に基づく請求に関して受領した書類又はその一部を送付してはならない。

(i) 当該書類又はその一部が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと。

(ii) 当該書類又はその一部の公開又は公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること。

(iii) 当該書類又はその一部を利用する優先的な公共の利益がないこと。

受理官庁は、書類又はその一部を国際事務局に送付しないことを決定する場合には、国際事務局にその旨を通知する。

五　48.2 (b)(viii)を次のように改める。

(viii) 削除

六　48.2 (k)の次に(l)から(n)として次のように加える。

(l) 国際事務局は、次のことを認めるときは、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局が受理した出願人による理由を示した請求により、情報を公開の対象から省略する。

(i) 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと。

(ii) 当該情報の公開により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること。

(iii) 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと。

26.4の規定は、出願人がこの(l)の規定に基づいて行う請求の対象である情報を提示する方法について準用する。

(m) 受理官庁、国際調査機関、補充調査のために指定された機関又は国際事務局が(l)に規定する基準を満たす情報を認める場合には、(l)の規定に従つて出願人に国際公開の対象からの省略を請求するよう示唆することができる。

(n) 国際事務局が(l)の規定に従つて国際公開の対象から情報を省略し、及び当該情報が受理官庁、国際調査機関、補充調査のために指定された機関又は国際予備審査機関が保有する国際出願の一件書類に含まれる場合には、国際事務局は、速やかにその旨を当該官庁及び当該機関に通知する。

七　82の4.1 (a)中「天災」の下に「、電子通信サービスの全般的な不通」を加える。

八　92.2 (d)中「又はフランス語」を「、フランス語その他実施細則によつて認められる国際公開の言語」に改める。

九　94.1 (b)中「第三十八条」の下に「及び(d)から(g)まで」を加え、「、役務の費用の支払いを条件として」を削り、「提供する。」の下に「写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。」を加える。

十　94.1 (c)の次に(d)から(g)として次のように加える。

(d) 国際事務局は、48.2(l)の規定に基づき公開の対象から省略された一件書類中の情報及び当該規定に基づく請求に関する一件書類中の文書を利用することができるようにしてはならない。

(e) 国際事務局は、次のことを認めるときは、出願人による理由を示した請求により、一件書類中の情報及び当該請求に関する一件書類中の文書を利用することができるようにしてはならない。

(i) 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと。

(ii) 当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること。

(iii) 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと。

26.4の規定は、出願人がこの(e)の規定に基づいて行う請求の対象である情報を提示する方法について準用する。

(f) 国際事務局が(d)又は(e)の規定に従つて公衆による利用の対象から情報を省略し、及び当該情報が受理官庁、国際調査機関、補充調査のために指定された機関又は国際予備審査機関が保有する国際出願の一件書類に含まれる場合には、国際事務局は、速やかにその旨を当該官庁及び当該機関に通知する。

(g) 国際事務局は、内部における利用のためにのみ作成された一件書類中の文書を利用することができるようにしてはならない。

十一　94.1の次に94.1の2及び94.1の3として次のように加える。

94.1の2　受理官庁が保有する一件書類の利用

(a) 受理官庁は、出願人又は出願人の承諾を得た者の請求に応じ、一件書類中の文書を利用することができるようにすることができる。文書の写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。

(b) 受理官庁は、いかなる者の請求にも応じ、国際出願が国際公開された後、かつ、(c)の規定に従うことを条件として、一件書類中の文書を利用することができるようにすることができる。文書の写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。

(c) 受理官庁は、国際事務局が48.2(l)の規定に従つて公開の対象から省略され、又は94.1(d)若しくは(e)の規定に従つて公衆による利用の対象から省略された旨を通知したいかなる情報も(b)の規定に基づいて利用することができるようにしてはならない。

94.1の3　国際調査機関が保有する一件書類の利用

(a) 国際調査機関は、出願人又は出願人の承諾を得た者の請求に応じ、一件書類中の文書を利用することができるようにすることができる。文書の写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。

(b) 国際調査機関は、いかなる者の請求にも応じ、国際出願が国際公開された後、かつ、(c)の規定に従うことを条件として、一件書類中の文書を利用することができるようにすることができる。文書の写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。

(c) 国際調査機関は、国際事務局が48.2(l)の規定に従つて公開の対象から省略され、又は94.1(d)若しくは(e)の規定に従つて公衆による利用の対象から省略された旨を通知したいかなる情報も(b)の規定に基づいて利用することができるようにしてはならない。

(d) (a)から(c)までの規定は、補充調査のために指定された機関について準用する。

十二　94.2を次のように改める。

94.2　国際予備審査機関が保有する一件書類の利用

(a) 国際予備審査機関は、出願人又は出願人の承諾を得た者の請求に応じ、一件書類中の文書を利用することができるようにする。文書の写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。